

下関市教育委員会 12月定例会 資料

令和5年12月22日(金) 16:00～

教育センター 3階中研修室

【目次】

○日程表	P 1
------------	-----

[議案]

第49号 下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員 の委嘱及び任命について	P 2
第50号 令和6年度下関市立幼稚園教職員人事異動方針について	P 5
第51号 下関市立学校教材審査会委員の委嘱について	P 7
第52号 下関市教育委員会公印規則の一部を改正する規則	別冊①

[報告事項]

○令和5年度下関市社会教育振興大会の開催について	P 13
○企画展『第3回アート作品展 遺跡 d e あーと ー表現しよう！古代のしものせきー』の開催について	P 14
○先生のための『博物館浴』の開催について	P 15
○土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について	P 16
○下関市立豊北歴史民俗資料館の臨時開館について	P 18

教育委員会定例会 日程表

令和5年12月22日（金） 16時00分から

下関市教育センター 3階 中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程 1

【議案】

第49号 下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員の委嘱及び任命について

教育政策課

第50号 令和6年度下関市立幼稚園教職員人事異動方針について

学校教育課

第51号 下関市立学校教材審査会委員の委嘱について

教育研修課

第52号 下関市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

教育政策課

日程 2

【報告事項】

令和5年度下関市社会教育振興大会の開催について

生涯学習課

企画展『第3回アート作品展 遺跡 de あーとー表現しよう！古代のしものせきー』の開催について

文化財保護課

先生のための『博物館浴』の開催について

文化財保護課

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について

土井ヶ浜遺跡・
人類学ミュージアム
土井ヶ浜遺跡・
人類学ミュージアム

下関市立豊北歴史民俗資料館の臨時開館について

日程 3

【その他】

■次回開催予定 令和6年1月25日（木）

R6. 1月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

R6. 2月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

閉会

下関市教育委員会

議案第49号

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員の委嘱及び任命について

上記の議案を提出する。

令和5年12月22日

下関市教育委員会

教育長 磯部 芳規

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員の委嘱及び任命について

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会規則（平成31年教育委員会規則第2号）第2条の規定に基づき、下記のとおり下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員を委嘱及び任命する。

記

- 1 委員 別紙のとおり
- 2 委員の任期 委嘱又は任命日から諮問に係る答申をした日まで

提案理由

第4期下関市立学校適正規模・適正配置基本計画の策定するため、下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員を委嘱及び任命するもの。

別 紙

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員（案）

区分	氏名	公職等
学識経験者	静屋 智	国立大学法人 山口大学教授
	天野 かおり	公立大学法人 下関市立大学准教授
	森田 紀子	社会福祉法人 松美会 しおかぜの里こども園 園長
関係教育機関の職員	藤永 雅宏	下関市立山の田中学校長
	上野 美枝	下関市立生野小学校長
	桑原 実保	下関市立名陵中学校教諭
	真崎 義照	下関市立小月小学校教諭
保護者	吉岡 ひろみ	下関市幼稚園 P T A 連合会 理事 (清末幼稚園 PTA 会長)
	稲富 佳明	下関市小学校 P T A 連合会 会長 (山の田小学校 PTA 会長)
	池田 大造	下関市中学校 P T A 連合会 会長 (長府中学校 PTA 会長)
下関市連合自治会の役員	酒井 能具	下関市連合自治会 運営委員
公募に応募した市民	佐々木 義徳	
	岡住 建郎	

参考条文

下関市附属機関設置条例（抜粋）

（附属機関の設置及び担当事務）

第2条 市は、別表の附属機関を設置する。

2 略

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、前条第1項の附属機関の組織、委員その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が別に定める。

別表（第2条関係）

附属機関の属する 執行機関等	附属機関	担当事務	委員の定数
教育委員会	下関市立学校適正規模・ 適正配置検討委員会	下関市立の小学校及び中学校の適正な規模及び配置 について、必要な事項を調査審議すること。	13人以内

下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会規則（抜粋）

（委員）

第2条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会
が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係教育機関の職員
- (3) 保護者
- (4) 下関市連合自治会の役員
- (5) 公募に応募した市民

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、諮問に係る答申をした日をもって終了するものとする。

令和6年度下関市立幼稚園教職員人事異動方針について

上記の議案を提出する

令和5年12月22日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

令和6年度下関市立幼稚園教職員人事異動方針について

令和6年度下関市立幼稚園教職員人事異動方針は別紙に定めるところによる。

提案理由

令和6年度人事異動のため

令和6年度下関市立幼稚園教職員人事異動方針（案）

下関市教育委員会

「夢への挑戦 生き抜く力 胸に誇りと志」～学びが好きな子ども 学びの街・下関～の実現のためには、教育改革を着実に推進するとともに、各園の組織力を強化し、家庭・地域と連携しながら、教育力の向上を図ることが必要である。

このため、各園において、教職員一人ひとりがそれぞれの資質能力の向上を図り、専門性を発揮しながら、特色ある園づくり、学ぶ力や規範意識の芽生えを育む体験活動の充実、特別支援教育推進などの諸課題に組織的かつ適切に対応できるよう、下記の点を踏まえ、厳正に人事の刷新を図り、全市的な視野に立って、適材を適所に配置する。

記

- 1 各園の教職員については、専門性、現任園の勤務年数及び各園の教職員構成等を踏まえ、適切な配置を進める。
なお、同一園5年を超える者については、原則として異動を行う。
- 2 園長は、多様な教職経験を有する者で、家庭・地域等と連携・協働して教育目標の実現に積極的に取り組み、活力ある園運営を行うとともに、教職員の資質能力の向上のために指導力を発揮することができる人材を配置する。
- 3 幼稚園・こども園間の人事交流を推進する。
- 4 特別支援教育の充実に配慮した人材の配置を行う。
- 5 新規採用者については、園の状況等を踏まえ、実践的指導力を高めることができるよう、計画的な配置を行う。

下関市教育委員会
議案第51号

下関市立学校教材審査会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和5年12月22日

下関市教育委員会
教育長 磯部 芳規

下関市立学校教材審査会委員の委嘱について

下関市立学校教材審査会規則第3条に基づき、下記のとおり下関市立学校教材審査会委員を委嘱する。

記

- 1 委員
別紙「下関市立学校教材審査会委員名簿」のとおり
- 2 任期
令和6年1月1日から令和6年12月31日まで

以上

提案理由

令和4年度委員の任期満了に伴い、令和5年度委員を新たに委嘱するもの。

下関市立学校教材審査会委員名簿

	教 科	所 属	職	氏 名	新規
下関商業高等学校	中国語	下関市立大学	准教授	馬 叢慧	継続
	ハングル	下関市立大学	准教授	呉 香善	○
	素描	東亜大学	教授	川野 裕一郎	継続
小学校	小学校 体育	下関市立生野小学校 校長 (下関市小学校校長会副会長)	校長	上野 美枝	○
	小学校 体育	下関市立吉母小学校 校長 (下関市小学校教育研究会体育部長)	校長	亥川 竜太郎	継続
	小学校 体育	下関市立誠意小学校 教務主任	教諭	藤井 克治	○
	小学校 体育	下関市立清末小学校 体育主任	教諭	浦岡 裕輔	継続
	小学校 体育	下関市立王喜小学校 体育主任	教諭	上杉 望美	継続
	小学校 体育	下関市立吉見中学校 校長 (下関市中学校教育研究会保健体育部長)	校長	柴崎 誠二	○

○ 任期 令和6年1月1日から令和6年12月31日まで

下関市立学校教材審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、下関市附属機関設置条例（平成22年条例第3号。以下「設置条例」という。）第3条の規定に基づき、下関市立学校教材審査会（以下「審査会」という。）の組織、委員その他必要な事項について定めるものとする。

(審査会が調査審議する教材)

第2条 設置条例別表に定める、審査会が調査審議する教材は、下関市立小学校及び中学校管理規則（平成17年教育委員会規則第18号）第11条及び下関市立高等学校管理規則（平成23年教育委員会規則第2号）第11条に規定する教材とする。

2 審査会は、別に定める下関市立学校教材審査基準に照らして教材の審査を行うものとする。

(委員)

第3条 委員は、教育関係者、学識経験者の中から教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により決定する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 特別な事由のために会議に出席できない委員は、審査票の提出をもって表決することができる。この場合において、当該委員は、会議に出席したものとみなす。

4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会議は、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(分科会)

第7条 特別の事項を研究するために必要があるときは、審査会に分科会を置くことができる。

2 分科会は、会長が指名する委員をもって構成する。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、教育部教育研修課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、その他審査会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日教育委員会規則第7号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日教育委員会規則第6号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

下関市立学校教材審査基準

平成 17 年 2 月 13 日制定

下関市立小学校及び中学校管理規則第 11 条並びに下関市立高等学校管理規則第 11 条に基づき、学校が教科書の発行されていない教科または科目の主たる教材として、児童または生徒に使用させる教科用図書（準教科書）は、次に掲げる基本条件に沿った教材であって、しかも該当学校の児童または生徒に使用させることが緊要であり、かつ、保護者の経済的負担が十分考慮されたものでなければならない。

1 基本条件

(1) 我が国の教育の目的との一致

教育基本法及び学校教育法の目的と一致し、これに反するものではないか。

例えば、平和の精神、真理と正義の尊重、個人の価値の尊重、自主的精神の養成などの教育目的と一致し、これに反するものではないか。

(2) 立場が公平であること。

① 政治や宗教について、特定の政党や特定の宗教に偏った思想、題材を取り扱い、また、これによってその主義や信条を宣伝したり、あるいは非難したりしているようなところがないか。

② 当該教科・科目の指導目標にそっているか。

2 附帯条件

(1) 内容

① 内容は、現行の指導要領にそっているか。

② 内容は、正確であり信頼できるか。

③ 内容は、現代の進歩に応じているか。

(2) 児童・生徒の発達への適応

① 児童または生徒の心身の発達に適応しているか。

② 児童または生徒の生活・経験・興味に適応しているか。

③ 児童または生徒の個人差に応ずる幅はあるか。

(3) 組織配列

① 配列は適切であるか。

② 他教科との関連はよく考えられているか。

③ 分量は適切であるか。

④ 区分は適切であるか。

⑤ 挿絵、写真、図表などは、適切に用意されているか。

⑥ 有効に使用できるように、工夫されているか。

(4) 表現

① 表現は、適切であるか。

② 学術用語や度量衡などは、適切であるか。

③ 漢字・仮名づかい・ローマ字つづりは、適切であるか。

(5) その他

① 文字の大きさ・行間・字間などは、適切であるか。

② 余白や欄わくなどは、適切であるか。

③ 印刷は、鮮明であるか。

附則

この基準は、平成 17 年 2 月 13 日から施行する。

○下関市附属機関設置条例（抜粋）

別表（第2条関係）

附属機関の属する執行機関等	附属機関	担当事務	委員の定数
教育委員会	下関市立学校適正規模・適正配置検討委員会	下関市立の小学校及び中学校の適正な規模及び配置について、必要な事項を調査審議すること。	13人以内
	下関市立小学校及び中学校通学区域審議会	下関市立の小学校及び中学校の通学区域の設定及び改廃に関する事項について、調査審議すること。	15人以内
	下関市教育支援委員会	下関市立の小学校又は中学校に就学しようとする者及び在学する児童又は生徒で、障害があるもの又はあると思われるものの教育支援について、必要な事項を調査審議すること。	30人以内
	下関市立学校教材審査会	下関市立の学校において使用する教育委員会の承認を要する教材について、調査審議すること。	12人以内
	下関市いじめ重大事態調査委員会	下関市立学校におけるいじめの重大事態に係る事実関係を明確にするために必要な事項を調査すること。	10人以内
	下関市青少年補導センター運営協議会	下関市青少年補導センターの運営について調査協議し、及び下関市青少年補導委員の候補者を推薦すること。	20人以内
	下関市生涯学習推進協議会	生涯学習の推進及び振興について、必要な事項を審議すること。	10人以内
	下関市立図書館運営協議会	下関市立図書館の管理及び運営のあり方その他図書館行政について、調査審議すること。	10人以内

令和5年度下関市社会教育振興大会の開催について

記

1 趣旨

社会教育委員をはじめ、社会教育関係者、市民等が一堂に会し、互いの実践を学び、これからの下関市の社会教育の方向性について情報共有することにより、今後の社会教育の推進につなげる。

2 大会テーマ

子どもの成長を支える社会教育とは？

～学びを通じた個人の成長と持続的な地域コミュニティを目指して～

3 主催 下関市教育委員会・下関市社会教育委員会

4 日時 令和6年2月10日（土）13：30～16：30

5 会場 下関市教育センター（下関市幡生新町1-1）大研修室

6 日程・内容

13：00～	受付開始
13：30～13：45	オープニング・アトラクション ・内日小学校児童による平家太鼓演奏
13：45～14：00	開会行事
14：00～14：10	大会テーマ説明（下関市社会教育委員より）
14：10～14：40	実践発表 ① 夢が丘中学校「夢ボラ」活動 ② 玄洋中PTA（おやじの会）の活動
14：40～14：50	休憩
14：50～16：00	講演 下関市立西部公民館 館長 小西哲也 氏 演題：これからの時代の社会教育
16：10～16：25	エンディング・アトラクション ・コーロ・チェレステによる合唱
16：25～16：30	閉会行事 下関市社会教育委員会 藤井悦子委員長挨拶

報 告 事 項
令 和 5 年 1 2 月 2 2 日
文 化 財 保 護 課

令和5年度企画展「第3回 遺跡deあーとー表現しよう！
古代のしものせきー」開催について

令和5年度企画展「第3回 遺跡deあーとー表現しよう！古代のしものせきー」
の開催について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 名 称 令和5年度企画展
「第3回 遺跡deあーとー表現しよう！古代のしものせきー」
2. 内 容 「市民」と「遺跡」をつなぐ架け橋として「アート」を取り入れ
た企画展です。本展をきっかけに、下関市にある遺跡（埋蔵文化
財）がより身近で愛着あるものとなることを願って開催します。
「古墳」をテーマに一般公募したアート作品（平面・立体造形・ぬ
りえの全3部門）約70点を特別企画展示室にて展示。また、会期
中、来館者には気に入った作品1点に投票をしてもらいます。
3. 開催期間 令和6年1月9日（火）～3月3日（日）
※毎週月曜日休館
4. 結果発表 令和6年3月8日（金）
※公式ホームページや公式SNSにて発表します。
5. 関連行事
【受賞作品展】
 - ・開催日 令和6年3月9日（土）～3月24日（日）
 - ・場 所 下関市立考古博物館 常設展示室（地下1階）
 - ・内 容 本展の来館者投票で選ばれた受賞作品を改めて展示するもの。ま
た、期間中に受賞者を招待して、授賞式を執り行う。令和6年3
月16日（土）予定。
5. 参考資料 開催案内チラシ

先生のための「博物館浴」体験の開催について

先生のための「博物館浴」体験の開催について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 名 称 先生のための「博物館浴」体験
2. 内 容 「博物館浴」とは、博物館での見学やイベント参加を通して、博物館の癒やし効果を人々の健康増進、疾病予防に活用する取り組みで、九州産業大学の緒方泉先生が精力的に活動され、近年注目されている研究テーマです。
今回は、市内博物館・美術館と学校の一層の連携を進めるべく、教員を対象とした博物館浴体験を通して、学校での博物館の新たな活用法や児童生徒のメンタルヘルス支援に博物館がどのように支援できるかを検証する機会とするもの。
3. 開催日時 令和6年1月21日（日） 13時～15時30分
4. 場 所 下関市立考古博物館 講堂
5. 講 師 緒方 泉 先生（九州産業大学 地域共創学部教授）
6. 対 象 者 市内学校の教員
7. 主 催 下関市立考古博物館・九州産業大学
8. 参考資料 開催案内チラシ

報 告 事 項

令 和 5 年 12 月 22 日

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム

令和6年度土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの臨時開館について、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例(平成17年条例第125号)第6条の規定に基づき、下記のとおり定めたので、報告いたします。

記

1 臨時開館日

- (1) 令和6年4月30日(火)
- (2) 令和6年8月13日(火)

2 臨時開館理由

- (1) ゴールデンウィーク中であり、多くの来館者が見込まれることから来館者の利便を図るため
- (2) 御盆の期間中であり、帰省客など多くの来館者が見込まれることから来館者の利便を図るため

参考条文

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例(抜粋)

第6条 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムは、次に掲げる日を除き開館する。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日）
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで。
- 2 開館時間は、午前9時から午後5時までとする。
- 3 下関市教育委員会は、特に必要があると認めるときは、開館日及び開館時間を変更することができる。

国民の祝日に関する法律（抜粋）

第3条 「国民の祝日」は、休日とする。

- 2 「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。
- 3 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。

報 告 事 項

令 和 5 年 12 月 22 日

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム

令和 6 年度下関市立豊北歴史民俗資料館の臨時開館について

下関市立豊北歴史民俗資料館の臨時開館について、下関市立豊北歴史民俗資料館の設置等に関する条例(平成 17 年条例第 126 号)第 6 条の規定に基づき、下記のとおり定めたので、報告いたします。

記

1 臨時開館日

- (1) 令和 6 年 4 月 30 日 (火)
- (2) 令和 6 年 8 月 13 日 (火)

2 臨時開館理由

- (1) ゴールデンウィーク中であり、多くの来館者が見込まれることから来館者の利便を図るため
- (2) 御盆の期間中であり、帰省客など多くの来館者が見込まれることから来館者の利便を図るため

参考条文

下関市立豊北歴史民俗資料館の設置等に関する条例(抜粋)

第6条 資料館は、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日）
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- (3) 前2号に掲げる日のほか、下関市教育委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認める日

国民の祝日に関する法律（抜粋）

第3条 「国民の祝日」は、休日とする。

- 2 「国民の祝日」が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い「国民の祝日」でない日を休日とする。
- 3 その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。